

「日本保健医療大学ガバナンス・コード」の遵守状況について

基準日：令和6年10月1日

「日本保健医療大学ガバナンス・コード」の遵守状況

学校法人共済学院 日本保健医療大学は、下表に示すとおり、定める遵守項目に取り組
み、「日本保健医療大学ガバナンス・コード」の遵守に努めております。

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	実施状況
1－1 建学の精神	○
1－2 教育研究理念と目的	○

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	実施状況
2－1 理事会	○
2－2 理事	○
2－3 監事	○
2－4 評議員会	○
2－5 評議員	○

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	実施状況
3－1 学長	○
3－2 教授会	○

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	実施状況
4－1 学生に対して	○
4－2 教職員等に対して	○
4－3 社会に対して	○
4－4 危機管理及び法令遵守	○

第5章 透明性の確保（情報公開）	実施状況
5－1 情報公開の充実	○

今後の実施予定等

- 第1期中期経営計画について振り返りを行い、令和7年度以降の中期計画の策定を進めていきます。
- 令和5年度より導入したウェブ研修システム及び日本私立看護系大学協会等が提供する研修を活用し、教職員、理事、監事及び評議員への研修を着実に実施してまいります。

以上